

北広島市水防計画

(素案)

平成27年 月

北広島市防災会議

〔目 次〕

水防計画

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 警報及び予報等の伝達	5
第1節 水防活動に用いられる警報及び予報等	5
第2節 水防活動の利用に適合する警報及び予報等	5
第3節 指定河川洪水予報	9
第4節 水防警報	10
第5節 水位情報の通知及び周知	12
第6節 河川管理者の情報提供	13
第3章 雨量・水位等の通報・公表	14
第1節 水位等の通報・公表	14
第2節 水防管理者等の情報収集	17
第4章 通信連絡	18
第1節 水防通信網の確保	18
第5章 水防施設及び輸送	19
第1節 水防倉庫及び水防資機材	19
第2節 輸送の確保	19
第6章 巡視、警戒及び重要水防箇所	20
第1節 巡視及び警戒	20
第2節 重要水防箇所の指定	22
第7章 水防組織	23
第1節 水防組織	23
第8章 水防活動	24
第1節 市の非常配備体制	24
第2節 警戒区域	26
第3節 水防作業及び工法	27
第4節 避難のための立退き	27
第5節 決壊通報	28
第6節 水防解除	28
第9章 協力及び応援	29
第1節 隣接市町水防管理団体、警察及び自衛隊との協力応援	29
第10章 水防信号、水防標識及び身分証票	30
第1節 水防信号	30
第2節 水防標識	30
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	31
第11章 費用負担と公用負担	32
第1節 費用負担	32
第2節 公用負担	32

第 12 章	水防報告	35
第 1 節	水防報告	35
第 13 章	水防訓練	36
第 1 節	水防管理団体の水防訓練	36
第 14 章	災害補償等	36
第 1 節	公務災害補償	36
第 15 章	浸水想定区域	37
第 1 節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	37
第 16 章	指定水防管理団体の水防計画	39
第 1 節	指定水防管理団体の水防計画	39

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市をいう（法第2条第1項）。
指 定 水 防 管 理 団 体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水 防 管 理 者	水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第2項）。
消 防 機 関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消 防 機 関 の 長	消防長をいう（法第2条第4項）。
水 防 団	法第6条に規定する水防団をいう。
量 水 標 管 理 者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水 防 協 力 団 体	法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪 水 予 報 河 川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水 防 警 報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

水位周知河川	国土交通大臣又は道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知又は周知を行う（法第13条）。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに道知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう（法第12条第1項）。
はん濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして道知事が定める水位をいう（法第12条第2項）。
避難判断水位 （特別警戒水位）	はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣または道知事が定める水位であって、市長の避難勧告等の発令判断の目安、市民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項）。
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。
重要水防箇所	過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。
浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

(1) 北広島市（水防管理団体）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）

(2) 北海道

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 北広島市（以下「市」という。）

ア 水防団の設置（法第5条）

イ 平常時における河川等の巡視（法第9条）

ウ 水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第17条）

エ 警戒区域の設定（法第21条）

オ 警察官の援助の要求（法第22条）

カ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- キ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）
- ク 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ケ 水防協力団体の指定（法第 36 条）
- (2) 市防災会議（以下「防災会議」という。）
 - 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- (3) 北海道（以下「道」という。）
 - ア 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
 - イ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 4 項）
 - ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
 - エ 気象警報及び予報の伝達（法第 10 条第 3 項）
 - オ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 13 条の 2）
 - カ 水位の通報及び公表（法第 12 条）
 - キ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2）
 - ク 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - ケ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - コ 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
 - サ 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防長への指示（法第 30 条）
 - シ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- (4) 国土交通大臣（北海道開発局）
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、第 13 条の 2）
 - ウ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2）
 - エ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - オ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (5) 気象庁（札幌管区气象台）
 - ア 気象警報及び予報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
- (6) 量水標管理者
 - 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (7) 居住者等
 - 水防活動への従事（法第 24 条）

3 安全配慮

洪水時においては、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 配慮すべき事項
 - ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
 - イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
 - ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

- エ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため作業員を随時交代させる。
- オ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- カ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- キ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ク 出水期前に、安全確保のための研修を実施する。

第2章 警報及び予報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる警報及び予報等

1 水防活動に用いられる警報及び予報等

水防活動に用いられる警報及び予報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

図表 水防活動用警報及び予報等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
・ 気象予警報 [法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項]	気象警報 気象注意報 洪水警報 洪水注意報	札幌管区気象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える。
・ 洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 気象業務法第14条の2第3項]	警報・注意報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
・ 水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する警報及び予報等

1 水防活動の利用に適合する警報及び予報

札幌管区気象台長は、法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、道を通じ市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水警報及び注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報の種類並びに内容は次のとおりである。

図表 水防活動用警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	内 容
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	暴風雨、大雨等によって重大な災害が起こるおそれ が著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれ がある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場 合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な水害が起こるおそれがある場 合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって水害が起こるおそれがある場合に、そ の旨を注意して行う予報

※ 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準（地域防災計画 資料編：資料6-3による）

(2) 指定河川洪水警報及び注意報

法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類並びに内容は次のとおりである。

図表 指定河川洪水警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
千歳川（指定河川） 洪水警報	洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 はん濇が広域に及ぶ河川では、はん濇後において、はん濇により浸水する区域及びその水深を予報する。千歳川はん濇警戒情報、千歳川はん濇危険情報または千歳川はん濇発生情報との標題で発表する。
千歳川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 千歳川はん濇注意情報との標題で発表する。

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報

ウ 記録的短時間大雨情報

エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条による観測成果や予報事項に関する情報で、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的として発表される情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

《石狩南部の発表基準・1時間雨量で100mm以上》

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

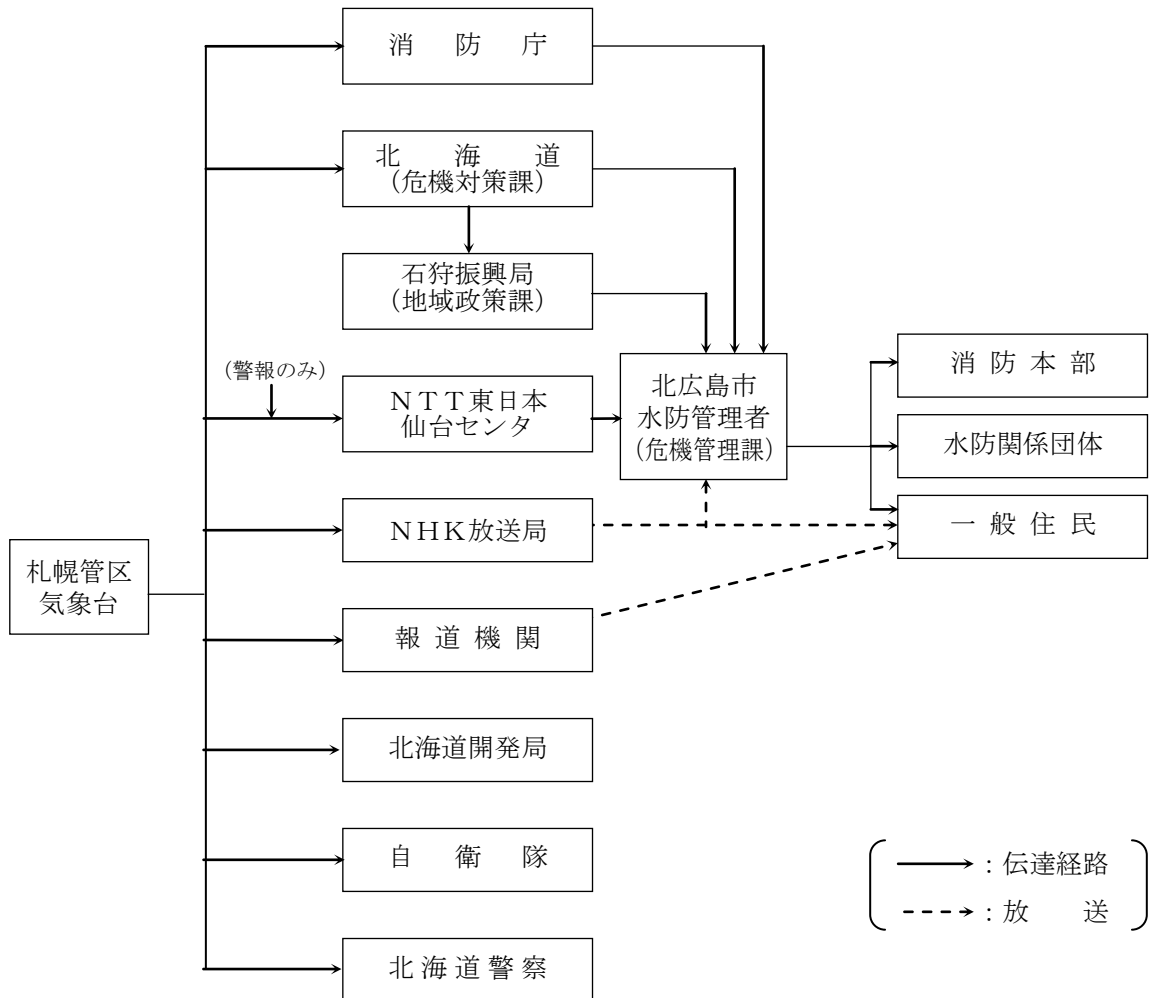
3 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、北海道と気象庁が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

4 水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達

水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達系統図は、次のとおりである。

図表 伝達系統図



第3節 指定河川洪水予報

1 指定河川洪水予報

札幌管区気象台長及び北海道開発局札幌開発建設部長は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報をしたときは、市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 洪水予報の種類、危険レベル、水位の名称等

図表 洪水予報種類

洪水の危険レベル	洪水予報の表題 〔洪水予報種類〕	水位の名称	市民に求める行動
レベル5	はん濫発生情報 〔洪水警報〕	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の避難等
レベル4 (危険)	はん濫危険情報 〔洪水警報〕	はん濫危険水位	市民の避難完了
レベル3 (警戒)	はん濫警戒情報 〔洪水警報〕	避難判断水位 (特別警戒水位)	市は避難勧告等の発令を判断 市民は避難を判断
レベル2 (注意)	はん濫注意情報 〔洪水注意報〕	はん濫注意水位 (警戒水位)	市は避難準備情報発令を判断 市民ははん濫に関する情報に注意 水防団出勤
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

(注) 避難判断水位は、はん濫危険水位から市民への情報伝達、避難準備及び指定避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位であり、避難判断水位設定にあたっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報などを総合的に判断して決定される。

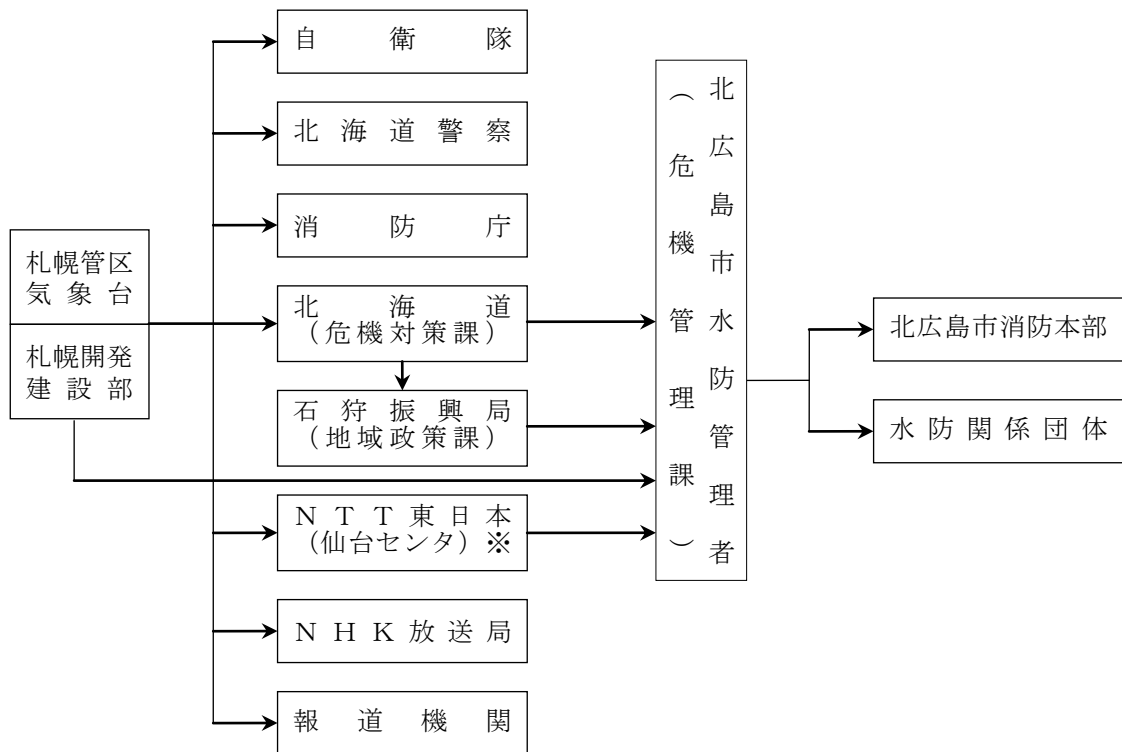
3 洪水予報の対象河川

図表 洪水予報対象河川

水系名	河川名	担 当
石狩川	千歳川	札幌管区気象台、北海道開発局札幌開発建設部

4 洪水予報の伝達

図表 伝達系統



(※印は警報発表時のみ)

第4節 水防警報

1 水防警報

北海道開発局札幌開発建設部は、法第16条第1項の規定により、水防警報をしたときは、北海道を通じ市（水防管理者）に通知する。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部は、法第16条第1項の規定により、水防警報をしたときは、市（水防管理者）に通知する。

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

図表 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川はん濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 水防警報の対象河川

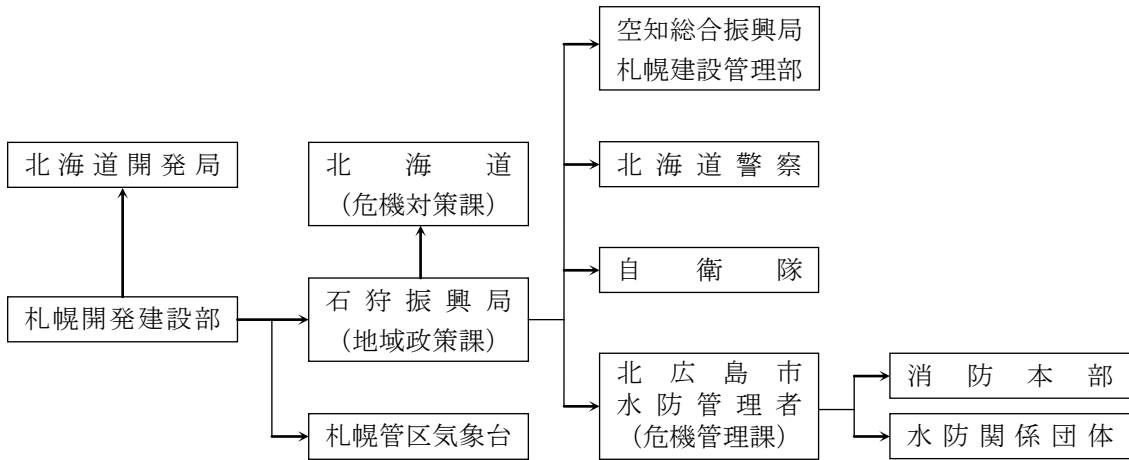
図表 水防警報対象河川

水系名	河川名	担 当
石狩川	千歳川	北海道開発局札幌開発建設部
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部

4 水防警報の伝達

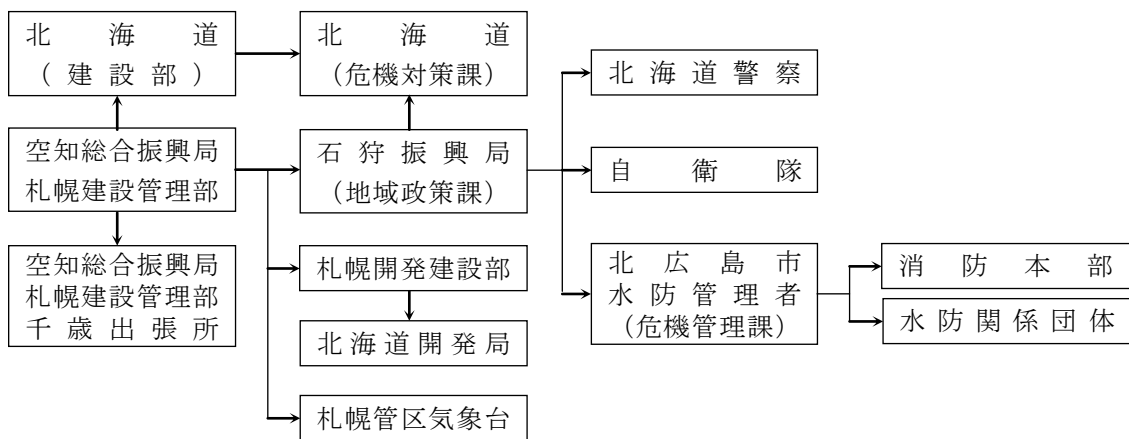
(1) 北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報

図表 伝達系統



(2) 北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する水防警報

図表 伝達系統



第5節 水位情報の通知及び周知

1 水位情報の通知及び周知

北海道知事は、法第13条の規定により、河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 水位情報の対象河川

図表 水位情報対象河川

水系名	河川名	担 当
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部

3 水位情報の伝達

水位情報の伝達は、「第4節4 水防警報の伝達(2)」の伝達系統図により行う。

第6節 河川管理者の情報提供

河川管理者は、必要に応じ河川に関する情報（千歳川等の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、へり巡視の画像）を市（水防管理団体）に提供する。

第3章 雨量・水位等の通報・公表

第1節 水位等の通報・公表

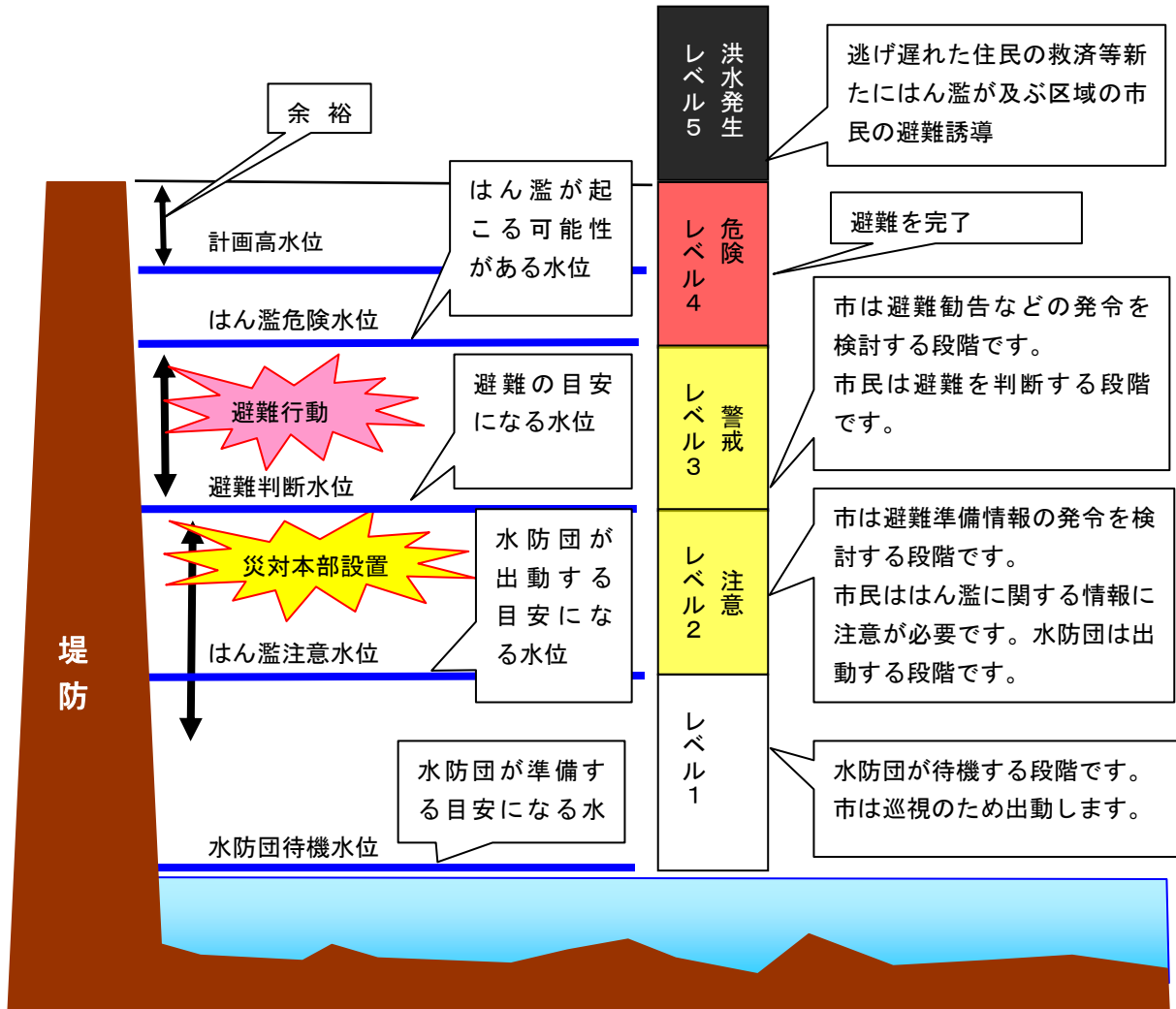
1 水位の観測所

本市に関連する水位観測所及びその水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）等は、下表のとおりである。

図表 水位観測所及び設定水位

水系	河川	観測所名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画高水 位 (H.W.L)
		設置場所					
石狩川	千歳川	【裏の沢】	5.60m	6.40m	7.20m	7.40m	9.27m
		道道栗山北広島 線広幌橋下流約 50m					
	島松川	【島松】	11.76m	12.68m	—	13.50m	13.50m
		道道江別恵庭線 島松川橋上流約 750m、南部橋付 近					
		【下島松】	9.80m	10.30m	—	—	—
		道道江別恵庭線 島松川橋付近					
	輪厚川	【輪厚】	12.52m	13.17m	13.37m	14.29m	14.37m
		道道栗山北広島 線大正橋付近					
		【輪厚（局）】	8.08m	8.43m	8.87m	10.17m	10.34m
	野津幌川	【南郷もみじ橋】	13.98m	14.70m	15.15m	15.45m	16.19m
北広島市・札幌市 境から上流約 1.8km、JR新札 幌駅から西へ約 700m							

図表 河川水位と危険レベルとの関連図



2 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

3 障害時の水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、「水位等通報系統図」に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- (2) はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (3) はん濫注意水位（警戒水位）を超え、再びはん濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

- (4) はん濫注意水位（警戒水位）以下になったとき
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

4 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

5 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を「水位等通報系統図」により関係機関に通報する。

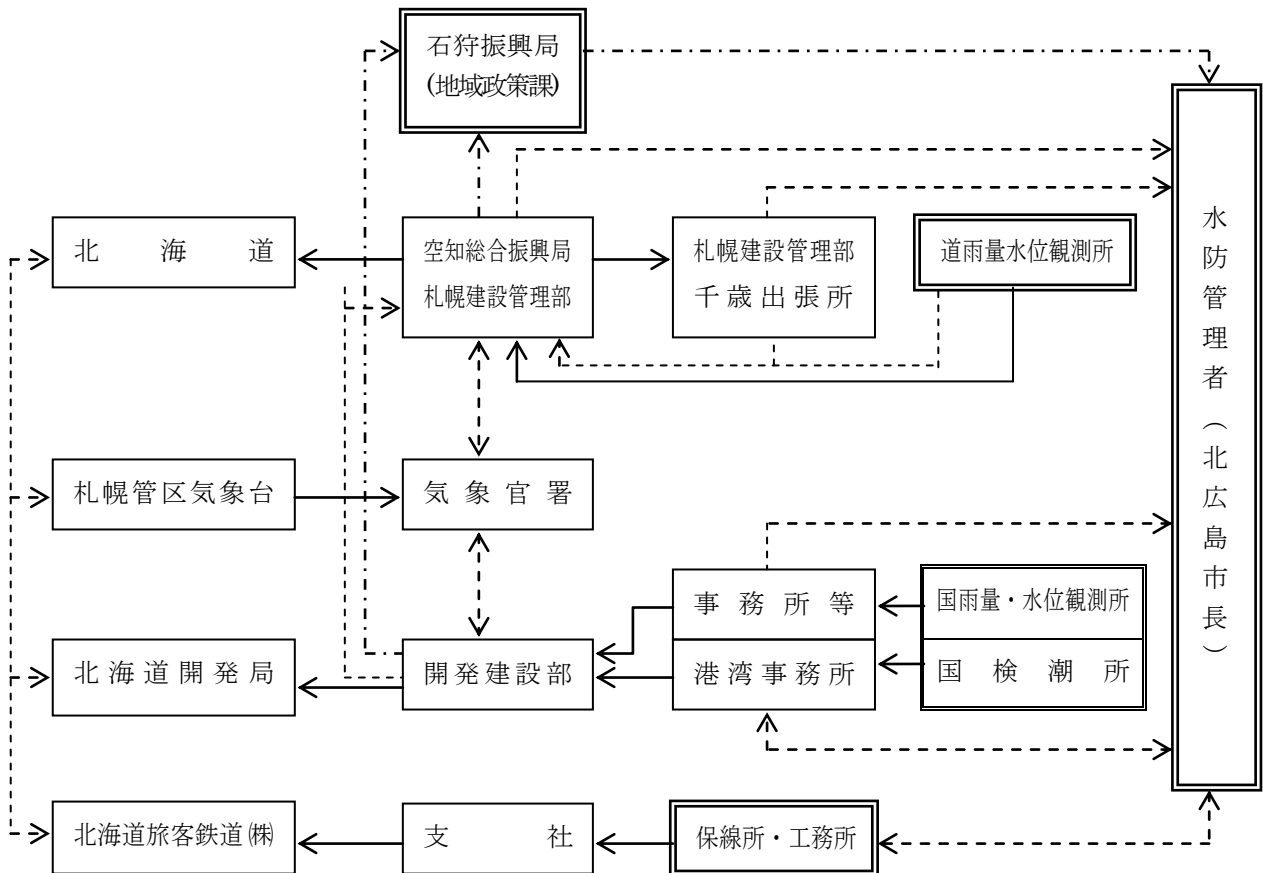
通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。
- (2) 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。

6 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

図表 水位等通報系統図



(注) ———— 通常の系統
 - - - - - 必要に応じ通報
 ······· 障害時

観測機関

第2節 水防管理者等の情報収集

1 気象警報及び予報、雨量・水位情報等の収集

- (1) 水防管理者又は水防に関する機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。
- (2) 水防管理者又は水防に関する機関は、水防活動の利用に適合する警報及び予報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。
- ア 市町村向け情報提供

図表 情報提供先（市町村向け）

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)
気象庁「防災情報提供システム」	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login

(注) 貸与されたID、パスワードにより利用

イ 一般向け情報提供

図表 情報提供先（一般向け）

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/sapporo/
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/

第4章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

市（水防管理団体）及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 水防管理団体の通信連絡

市（水防管理団体）の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線、総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行う。

(3) 連絡責任者

市（水防管理団体）及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておく。

2 災害時優先電話による通信の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保するため、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話番号を利用する。

3 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、市長（水防管理者）、知事、北海道開発局長、消防長、消防団長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 北海道警察本部通信施設

(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設

(4) 北海道電力株式会社通信施設

(5) 北海道開発局通信施設

(6) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統

水防を実施するための関係機関との通信連絡系統は、資料1のとおりである。

資料編 ・ 水防に関係する機関との通信連絡系統（資料1）

第5章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の保有状況調査

市長（水防管理者）は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

2 水防資機材の備蓄

市長（水防管理者）は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄する。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料2、建設業者の水防機材の保有状況は資料3のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するとともに、河川管理者へ応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与を要請する。

資料編 ・ 水防資機材の保有状況（資料2） ・ 建設業者等水防機材保有状況（資料3）
--

3 水防用土砂の堆積

市長（水防管理者）は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

- ・ 堆積場所：北広島河川防災ステーション敷地内（北広島市共栄 586 番地）

第2節 輸送の確保

1 輸送経路等の確保

市長（水防管理者）は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第14節 輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずる。

第6章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

1 河川等の巡視

法第9条の規定により、市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、巡視責任者を定め、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

巡視責任者は、次のとおりとする。

図表 巡視責任者

地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者
東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長
輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長

2 非常警戒

水防管理者等が非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、建設部及び消防本部は、市内の水防区域の巡視及び監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者等に報告するものとし、水防管理者等は速やかに当該河川等の管理者に報告するとともに、水防作業を実施する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ

- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) 排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他構造物と取付部分の異常
- (7) ため池等については、次の事項について注意する。
 - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ 流入水及び浮遊物の状況
 - オ 周辺の地すべり等の崩落状況

3 樋門・樋管等の操作

樋門・樋管等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行う。なお、施設管理者は、あらかじめ水門・樋門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出する。

- (1) 目的
- (2) 門扉の維持管理
- (3) 門扉の開閉取扱者
- (4) 門扉の閉鎖時期
- (5) 閉鎖の通報
- (6) 閉鎖作業
- (7) 門扉の開く時期
- (8) 開放作業
- (9) 作業完了の報告
- (10) その他

4 樋門・樋管等の設置場所

本市内に設置されている樋門・樋管等の設置場所、施設管理者等は、資料4のとおりである。

資料編 ・ 樋門・樋管等の管理状況一覧（資料4）

第2節 重要水防箇所の指定

1 重要水防箇所の指定

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時、市内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。

本市内の河川等における重要水防箇所は資料5のとおりである。

資料編 ・ 重要水防箇所（資料5）

第7章 水防組織

第1節 水防組織

1 市の水防組織

市は、北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）の定めるところに準じ、北広島市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、総務部（危機管理課）で行う。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。

2 防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行う。

3 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、資料6のとおりとする。

4 消防機関の組織

消防本部の組織は、資料7のとおりである。

5 消防機関の水防分担区域

消防本部等の水防分担区域は、消防本部にあつては市全域とし、消防団にあつては次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動する。

図表 水防分担区域

地区名	分団名	担当河川名
東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川
輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川
大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川
西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川

資料編 ・水防本部の組織及び所掌事務（資料6）
 ・消防機関の組織（資料7）

第8章 水防活動

第1節 市の非常配備体制

1 市の非常配備体制

市は、法第10条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防業務を処理する。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに北広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく非常配備体制により処理する。

(1) 市の非常配備基準

地域防災計画に定める警戒・非常配備体制の基準に準ずる。

図表 警戒・非常配備体制の基準（地域防災計画から抜粋）

種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考
第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	総務班 消防班 市有施設管理 担当部署 (震度3の地震が発生し、かつ、災害が発生した場合又は発生が予想される場合に限る。)	
第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	総務班 応急対策班 給水班 下水道班 消防班 市有施設管理 担当部署 災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長	
非常配備	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 本市に、気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。 (3) 本市に、気象業務法に基づく警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認めたとき。 (4) 市の区域内で、大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認めたとき。	(1) 災害情報の収集及び伝達の強化 (2) 防災関係機関との密な連絡調整 (3) 災害応急対策	全職員	災害対策本部の設置

注 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合は、臨機応変の配備体制をとる。

(2) 消防本部の非常配備基準

図表 非常配備基準（消防本部）

種別	配備の時期	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 千歳川洪水注意報又は情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 市長（水防管理者）から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 千歳川洪水警報及び水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 市長（水防管理者）から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 非番消防職員の半数及び消防団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に務めること。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2 千歳川洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 4 市長（水防管理者）から出動の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

2 非常配備を指令したときの措置

市長（水防管理者）は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、道（石狩振興局長）に報告する。

第2節 警戒区域

1 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、消防本部等に属する者は、水防上緊急の必要がある場所について警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官の警戒区域の設定

上記1に定める場所について、消防本部等に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防本部等に属する者の職権を行うことができる。

3 警戒区域設定の報告

消防職員又は警察官は、警戒区域を設定したときは、市長（水防管理者）、消防長及び警察署長に報告する。

第3節 水防作業及び工法

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施する。

市長（水防管理者）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 水防工法

水防区域における水防工法の種類は、資料8のとおりとする。

資料編 ・ 水防工法の種類（資料8）

第4節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところによる。

1 避難及び立退きの指示

- (1) 法第29条の規定に基づき、市長（水防管理者）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。なお、市長（水防管理者）が立退きを指示する場合においては、厚別警察署長にその旨を通知する。
- (2) 市長（水防管理者）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を石狩振興局長に速やかに報告する。
- (3) 市長（水防管理者）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所等の必要な事項を定め一般に周知しておく。

2 警察官の避難の指示

警察官は、市長（水防管理者）が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長（水防管理者）から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、市長（水防管理者）に通知する。

3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第4節 避難対策計画」及び「同章 第14節 輸送計画」に定めるところによる。

第5節 決壊通報

1 決壊通報

法第25条の規定により、堤防等が決壊したときは、市長（水防管理者）及び消防長は、直ちに次の機関等へ通知する。

- (1) 厚別警察署長（警備課）011-896-0110
- (2) 北海道開発局札幌開発建設部長（千歳川河川事務所）0123-24-1114
- (3) 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部長（千歳出張所）0123-23-4191
- (4) 北海道石狩振興局長（地域政策課）011-231-4111
- (5) 札幌市長（消防局 防災課）011-215-2090
- (6) 江別市長（危機対策・防災担当）011-382-4141
- (7) 千歳市長（危機管理課）0123-24-3131
- (8) 恵庭市長（基地・防災課）0123-33-3131
- (9) 長沼町長（総務政策課）0123-88-2111
- (10) 南幌町長（総務課）011-378-2121
- (11) 一般市民

2 決壊後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、市長（水防管理者）、消防長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第6節 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般市民に周知するとともに関係機関に通知する。

第9章 協力及び応援

第1節 隣接市町水防管理団体、警察及び自衛隊との協力応援

1 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力応援を求めることができる。

図表 隣接市町水防管理団体

	市町名	市役所・役場	消防本部
北広島市 市役所 372-3311 消防本部 373-2321	札幌市	011-211-2111	011-215-2090
	江別市	011-382-4141	011-382-5432
	千歳市	0123-24-3131	0123-23-3062
	恵庭市	0123-33-3131	0123-33-5191
	長沼町	01238-8-2111	南空知消防組合 (所在 栗山町) 0123-72-1835
	南幌町	011-378-2121	

2 国（国土交通省）の派遣要請

市長（水防管理者）は、洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じ職員の出動（リエゾンの派遣）を要請する。

3 警察との協力応援

警察との協力応援は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第12節 災害警備計画」の定めるところによるほか、市長（水防管理者）又は消防長が協力応援を求めるにあたり、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警戒区域の設定、監視 法第21条第2項
- (2) 警察官の出動 法第22条
- (3) 警察通信施設の使用 法第27条第2項

4 自衛隊の派遣要請

市長（水防管理者）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想される場合は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（石狩振興局長）に対して派遣を要請することができる。

第10章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

1 水防信号

法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

なお、地震による堤防の漏水及び沈下等の場合も下記に準じて取り扱う。

図表 水防信号

区分	方法	サイレン信号	摘要
第1信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒	はん濫注意水位に達したことを知らせる信号。
第2信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒	水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
第3信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
第4信号		● - 休止 - ● - 休止 1分 - 5秒 - 1分 - 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。

(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。

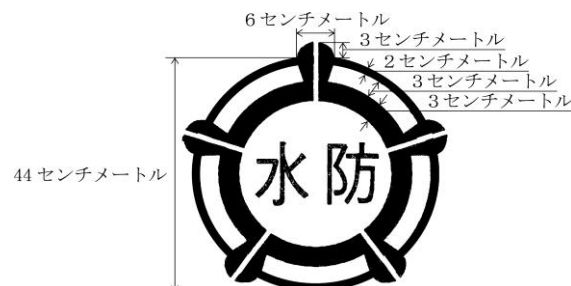
2. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車等により周知すること。

第2節 水防標識

1 水防標識

法第18条の規定により、知事が定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならないが、その知事が定める標識は次のとおりである。

図表 水防標識



第 11 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1 費用負担

- (1) 法第 41 条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。
- (2) 法第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

2 利益を受ける市町村の費用負担

- (1) 法第 42 条第 1 項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。
- (2) 法第 42 条第 2 項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- (3) 法第 42 条第 3 項の規定により当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

1 公用負担

- (1) 法第 28 条第 1 項の規定により、市長（水防管理者）又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - ウ 車両その他の運搬用機器の使用
 - エ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任証を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

図表 公用負担権限委任状

<p>第 号</p> <p>公用負担権限委任証</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 名 氏 名</p> <p>上記の者に 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 氏名 印</p>

(縦 9 cm、横 6 cm)

- (3) 公用負担の権限を行使する者は、次に定める証書を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

図表 公用負担命令書

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。</p> <p>1 目的物 (1) 所在地 (2) 名 称 (3) 種 類 (4) 数 量</p> <p>2 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>命令者 職 氏名 印</p>

(日本工業規格 A 4 版)

2 損失補償

市（水防管理団体）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により、時価によりその損失を補償しなければならない。

第12章 水防報告

第1節 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに石狩振興局長に報告する。

- (1) 消防本部等の職員を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに石狩振興局長に提出する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

図表 水防活動実施報告書

区分		水防活動		使用資材費			左のうち主要資材費 35 万円以上使用団体分		
		団体数	活動延 人員	主要資材	その他 資材	計	団体数	使用資材費	
			人	円	円	円	主要資材	その他 資材	計
水防管理 団体分 前回迄		()				—			
月分		()				—			
月分		()				—			
月分		()				—			
小計		()				—			
累計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第13章 水防訓練

第1節 水防管理団体の水防訓練

1 水防訓練

市（水防管理団体）は、消防職員及び消防団員に対し、随時水防工法について技能を修得させるとともに、法第32条の2第1項の規定により、毎年水防訓練を実施し水防技術の向上を図る。

また、必要に応じ河川管理者に水防訓練への参加を要請する。

第14章 災害補償等

第1節 公務災害補償

1 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）」の定めるところによりその者又はその遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第 15 章 浸水想定区域

第 1 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定

法第 14 条の規定により、道及び北海道開発局は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出のあった施設に限る。）

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

5 洪水ハザードマップ等の配布等

法第 15 条第 3 項の規定により、市長は、地域防災計画において定められた上記 2 に掲げる事項及び「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域については、同法第 7 条第 3 項に規定する事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、ホームページへの掲載その他必要な措置を講じ、市民が常に知り得る状態にしておく。

資料編	・千歳川洪水ハザードマップ（資料 9）	・輪厚川洪水ハザードマップ（資料 10）
-----	---------------------	----------------------

第 16 章 指定水防管理団体の水防計画

第 1 節 指定水防管理団体の水防計画

1 指定水防管理団体

法第 4 条の規定により、道は水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる（以下「指定水防管理団体」という。）。

なお、本市は指定水防管理団体に指定されている。

2 指定水防管理団体の水防計画

法第 33 条第 1 項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

法第 33 条第 2 項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、防災会議に諮らなければならない。

3 水防計画の公表

法第 33 条第 3 項の規定により、市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、知事（石狩振興局長）に届け出なければならない。

4 指定水防管理団体の水防計画作成要領

市長（指定水防管理団体の水防管理者）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定める。